

カードローン《セットプラン》 (一般社団法人しんきん保証基金保証付)

(平成29年1月4日現在)

商 品 名	カードローン《セットプラン》 (一般社団法人しんきん保証基金保証付)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上65歳未満の方。 ・申込日時点で次の①～③のいずれかに該当する方。 <ul style="list-style-type: none"> ①当庫の一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン(切替プラン除く)の実行(実行予定を含む)または完済後3ヶ月以内の方。 ※但し、実行において最初の約定返済日が到来している場合は、直近の約定返済が行われていること。 ※実行予定とは貸出実行が決定しているもの。 ②当庫の住宅ローン(有担保。当庫の直接融資または当庫の取扱う代理貸付を含む)の実行(実行予定を含む)または完済後3ヶ月以内の方。 ※但し、実行において最初の約定返済日が到来している場合は、直近の約定返済が行われていること。 ③当庫に次のいずれかのお取引のある方。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 給与振込 ロ. 五大公共料金・生命共済の自動振替
お 使 い み ち	健全で文化的な生活を営むために必要な資金(消費性資金)であり、事業資金・投機的資金・旧債返済資金等は除かれます。
ご 融 資 限 度 額	10万円～300万円
ご 融 資 期 間	3年(ご契約期限前に再審査させていただき、自動更新となります。)
ご 融 資 方 法	カードローンセットプラン専用カードによるCD・ATMのご利用融資となります。
ご 融 資 利 率	当庫所定の次の利率となります。 ※金融情勢の変化などで金利を変更する場合があります。 【保証金額10万円～100万円の場合】…年12.80%(保証料含む) 【保証金額110万円～300万円の場合】…年8.00%(保証料含む)
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ◎【保証金額10万円～100万円までの方】 毎月元金定額返済方式となります。尚、ご返済額は貸越限度額により次の通りとなります。 <ul style="list-style-type: none"> ・貸越限度額10万円の場合 … 毎月のご返済額 5,000円 ・貸越限度額20・30万円の場合 … 毎月のご返済額 10,000円 ・貸越限度額50万円の場合 … 毎月のご返済額 15,000円 ・貸越限度額60万円～100万円の場合 … 毎月のご返済額 20,000円 ◎【保証金額110万円～300万円までの方】 残高スライド方式となります。尚、ご返済額は約定返済日の前日の貸越元金残高により次の通りとなります。 <ul style="list-style-type: none"> ・貸越元金残高10万円以下の場合 … 約定返済額 3,000円 ・貸越元金残高10万円超30万円以下の場合 … 約定返済額 5,000円 ・貸越元金残高30万円超50万円以下の場合 … 約定返済額 10,000円 ・貸越元金残高50万円超100万円以下の場合 … 約定返済額 20,000円 ・貸越元金残高100万円超200万円以下の場合 … 約定返済額 30,000円 ・貸越元金残高200万円超300万円以下の場合 … 約定返済額 40,000円
ご 返 済 方 法	※ご返済は毎月10日(休日の場合は翌営業日)となります。 ※お利息は貸越残高に毎月加算されます。(毎日の最終残高にて、付利単位を100円・1年365日とする日割計算)
保証会社・保証人	・保証会社 … 一般社団法人しんきん保証基金 ・保証人 … 不要です。
手 数 料	カード発行手数料は無料です。(再発行等の手数料については別紙「融資に関する手数料一覧表」をご覧ください。)
ご提出していただくもの	ご本人確認資料 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証。 但し、お申込人が運転免許を取得していない場合は次のいずれかをご提出いただきます。 運転経歴証明書、パスポート、健康保険証、写真付住民基本台帳カード ※健康保険証など顔写真のない本人確認書類の場合は、その他の本人確認書類なども必要となります。

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話：0120-964-522)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター(電話：076-421-4811)、金沢弁護士会紛争解決センター(電話：076-221-0242)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3571-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・カードローンセットプラン専用カードは、当庫および他の信用金庫・銀行等提携金融機関のCD(現金自動支払機)・ATM(現金自動預入支払機)でご利用いただけます。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。